



長野県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人信州コアラ	特定非営利活動法人信州コアラ	東御市滋野736番地48	平成23年10月1日
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護さかき	埴科郡坂城町坂城6986番地1	平成23年10月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
テープ興産株式会社	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2丁目1番24号	平成23年10月1日
株式会社ながでんハートネット俱楽部	デイサービスセンターながでんハートネット柳原	長野市柳原2123-1	平成23年10月1日
エフビー介護サービス株式会社	寄り合い処ふらっとさかき	埴科郡坂城町坂城6986番地1	平成23年10月1日
一般社団法人あまやどり	宅老所あまやどり	岡谷市長地鎮二丁目16番1号	平成23年10月1日
医療法人コスマス	コスマスさいなみデイサービスセンター	長野市小島田町449番地	平成23年10月1日
佐久浅間農業協同組合	JA佐久浅間八満の家	小諸市八満345-5	平成23年10月1日

(3) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
メディカルケア株式会社	サクラケア安曇野店	安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日

(4) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
メディカルケア株式会社	サクラケア安曇野店	安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日

(5) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ながでんハートネット俱楽部	ながでんハートネット柳原あやめの里	長野市柳原2123-1	平成23年10月1日
社会福祉法人ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム紅林荘	諏訪郡富士見町富士見3107-2	平成23年10月1日

(6) 短期入所療養介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人光仁会	医療法人光仁会川西医院	上田市保野710番地	平成23年10月1日

(7) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
テープ興産株式会社	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2丁目1番24号	平成23年10月1日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護さかき	埴科郡坂城町坂城6986番地1	平成23年10月1日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
テープ興産株式会社	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2丁目1番24号	平成23年10月1日
株式会社ながでんハートネット俱楽部	デイサービスセンターながでんハートネット柳原	長野市柳原2123-1	平成23年10月1日

エフビー介護サービス株式会社	寄り合い処ふらっとさかき	埴科郡坂城町坂城6986番地1	平成23年10月1日
一般社団法人あまやどり	宅老所あまやどり	岡谷市長地鎮二丁目16番1号	平成23年10月1日
医療法人コスマス	コスマスさいなみディサービスセンター	長野市小島田町449番地	平成23年10月1日
佐久浅間農業協同組合	JA佐久浅間八満の家	小諸市八満345-5	平成23年10月1日
(3) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
メディカルケア株式会社	サクラケア安曇野店	安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日
(4) 特定介護予防福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
メディカルケア株式会社	サクラケア安曇野店	安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日
(5) 介護予防短期入所生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ながでんハートネット 俱楽部	ながでんハートネット柳原あやめの里	長野市柳原2123-1	平成23年10月1日
社会福祉法人ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム紅林荘	諏訪郡富士見町富士見3107-2	平成23年10月1日
株式会社あいの里ケアセンター	ショートステイあいの里	長野市篠ノ井会586-2	平成23年10月1日
(6) 短期入所療養介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人光仁会	医療法人光仁会川西医院	上田市保野710番地	平成23年10月1日
(7) 特定施設入居者生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
テーピ興産株式会社	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2丁目1番24号	平成23年10月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
飯田市	特別養護老人ホーム 遠山荘	飯田市南信濃和田1550	平成23年10月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第689号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手9700の1、9701、10187

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第690号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手14262、14263、14264の1、14264のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第691号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手13430のロ、13685、13686のイ、13686のロ、14246、14249の2、14249のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第692号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手6427、6428、6431
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第693号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手10934のイ、10934のロ、10950、10951
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第694号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手9497、9498、9501から9503まで、9510

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期割以上とのものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第695号

信濃町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基本図作成）

2 作業期間

平成23年8月1日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

上水内郡信濃町

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年10月11日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏文

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 141号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字中之条 2024番の2地先から 南佐久郡南牧村大字海ノ口字山の影 1575番の2地先まで	旧	m 10.0～55.0	km 1.5416
同 上	新	m 10.0～55.0 15.0～72.0	km 1.5416 1.3750

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年10月11日

長野県木曽建設事務所長 石井 杉男

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町日義547番の4地先 から 木曽郡木曽町日義547番の4地先 まで	旧	m 9.2～32.5	km 0.3728
同 上	新	m 9.2～32.5	km 0.3728

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 王滝加子母付知線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村4710番の1地先から 木曽郡王滝村4711番の2地先まで	旧	m 4.2～9.5	km 0.0695
同 上	新	m 5.2～9.5	km 0.0707

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 御岳王滝黒沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村2149番の3地先から 木曽郡王滝村2100番の1地先まで	旧	m 9.1～26.8	km 0.1572
同 上	新	m 9.3～26.8	km 0.1572

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村3337番地先から 木曽郡王滝村224番の1地先まで	旧	m 6.2~113.1	km 0.2420
同上	新	m 6.5~113.1	km 0.2284

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町三岳6749番の10地先 から 木曽郡木曽町三岳6231番の1地先 まで	旧	m 11.0~27.2	km 0.0672
同上	新	m 11.0~33.6	km 0.0672

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町三岳6749番の1地先 から 木曽郡木曽町三岳6749番の1地先 まで	旧	m 13.7~26.8	km 0.0375
同上	新	m 13.7~26.8	km 0.0375

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町開田高原西野6322番 の40地先から 木曽郡木曽町開田高原西野6322番 の54地先まで	旧	m 8.5~15.3	km 0.4008
同上	新	m 8.7~16.2	km 0.4001

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 開田三岳福島線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町開田高原西野5227番 の179地先から 木曽郡木曽町開田高原西野5227番 の199地先まで	旧	m 8.8~28.0	km 0.3000
同上	新	m 11.0~30.8	km 0.2862

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年10月11日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 路線名 144号
 2 供用を開始する区間
 上田市住吉字幅田107番の5地先から
 上田市住吉字幅田106番の3地先まで
 3 供用を開始する期日 平成23年10月11日

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

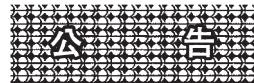
平成23年10月11日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

- 1(1) 路線名 361号
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町日義547番の4地先から
 木曽郡木曽町日義547番の4地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 2(1) 路線名 王滝加子母付知線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡王滝村4710番の1地先から
 木曽郡王滝村4711番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 3(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡王滝村2149番の3地先から
 木曽郡王滝村2100番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 4(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡王滝村3337番地先から
 木曽郡王滝村224番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 5(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町三岳6749番の10地先から
 木曽郡木曽町三岳6231番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 6(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町三岳6749番の1地先から
 木曽郡木曽町三岳6749番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 7(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町開田高原西野6322番の40地先から
 木曽郡木曽町開田高原西野6322番の54地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日
 8(1) 路線名 開田三岳福島線
 (2) 供用を開始する区間
 木曽郡木曽町開田高原西野5227番の179地先から
 木曽郡木曽町開田高原西野5227番の199地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年10月11日

道路管理課

**公告**

県営渡場地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立てで決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営渡場地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月12日から11月9日まで
- 3 縦覧の場所
伊那市役所

農地整備課

公告

県営駒ヶ根地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立てで決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年10月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営駒ヶ根地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月12日から11月9日まで
- 3 縦覧の場所
駒ヶ根市役所

農地整備課